

お知らせ IP告知端末機からラジオ体操を放送しています

住民の皆さまの健康増進に役立てるため、世帯・事業所を対象にIP告知端末機からラジオ体操を放送することができます。放送を希望される世帯・事業所は、役場本庁保健福祉課までお申し込みください。

- ▶放送時間 10:00(土・日は放送しません)
- ▶放送内容 ラジオ体操第1

問：保健福祉課 電話：72-1212

募集 健康増進計画策定 住民ワーキングメンバー募集

町では、健康増進計画策定住民ワーキングのメンバーを公募します。

申込方法等、詳しくは保健福祉課にお問い合わせください。

なお、他の委員会等の委員を3つ以上兼務している方は応募できませんのでご注意ください。

- ▶職務の内容 第2次愛南町健康増進計画後期計画策定に関する審議
- ▶報酬等の条件 日額7,000円(交通費支給なし)
- ▶公募数 2人程度
- ▶任期 委嘱の日から町長に答申を行う日(令和5年3月31日)まで
- ▶応募資格 町内在住の20歳以上の方で、健康増進計画の策定に興味のある方
- ▶募集期間 3月1日(火)~28日(月)

問：保健福祉課
電話：72-1212



愛南町
ホームページ
ページ

募集 愛南町介護保険運営協議会の委員を募集します

町では、愛南町介護保険運営協議会の委員を公募します。

なお、他の委員会等の委員を3つ以上兼務している方は応募できませんのでご注意ください。

- ▶職務の内容 会議に出席し、介護保険事業の適正かつ円滑な運営についての協議
- ▶報酬等の条件 日額7,000円(交通費支給あり)
- ▶公募数 3人
- ▶任期 4月1日から令和6年3月31日まで
- ▶応募資格 町内在住の介護保険1号または2号被保険者(40歳以上の方)
- ▶募集期間 3月7日(月)~25日(金)

問：高齢者支援課
電話：72-7325



愛南町
ホームページ
ページ

お知らせ 3月は自殺対策強化月間です

自殺した人の原因はうつ病などのこころの病気、仕事や家庭の問題などさまざまです。あなたの身近にいる人が悩んでいる様子なら、まずは優しく声を掛けてください。周囲の気付きと温かい言葉で、大切な命を支えることができます。

○こころの健康相談

城辺保健福祉センターで、毎月2回精神科医師による相談会を完全予約制で実施しています。また、保健師による相談も随時行っています。ぜひ、お気軽にお電話ください。

問：保健福祉課 電話：72-1212

お知らせ 令和4年4月分からの国民年金保険料について

令和4年4月から毎月の国民年金保険料額が16,590円(令和3年度保険料額から20円の引き下げ)に変わります。

国民年金保険料の納付には、保険料をまとめて先払いすると割引がある「前納制度」があります。この制度は、毎月納めるよりもお得な上、納め忘れも防ぐことができ便利です。

【令和4年4月分~令和5年3月分】※現金納付の時

○1カ月ずつ納付の場合

199,080円(16,590円×12カ月)

○前納の場合

まとめて6カ月納付

98,730円(6カ月前納割引額810円)

まとめて12カ月納付

195,550円(12カ月前納割引額3,530円)

前納される場合は、4月上旬に日本年金機構から送付される納付案内書に同封されている「前納納付書」で納付してください(納付期限にご注意ください)。

問：宇和島年金事務所 電話：0895-22-5440
町民課 電話：72-7300

お知らせ 国民健康保険被保険者証(修学が終了した場合)について

現在、修学のため町外に転出している方が、卒業などにより修学が終了した場合、届け出が必要ですので、役場本庁町民課または各支所にお越しください。

▶持参するもの

卒業証明書または卒業証書(卒業の日付が分かるもの)、個人番号カードまたは通知カード、本人確認書類、被保険者証

▶手続き場所

役場本庁町民課または各支所

問：町民課 電話：72-7300

お知らせ 消防団員を表彰

多年にわたる消防団活動の功績に対し、表彰状と感謝状が1月23日(日)に授与されました。

令和4年愛南町消防団被表彰者(敬称略)	
表彰区分	被表彰者(代表) および人数
愛媛県知事表彰 功労賞	一本松方面隊 第4分団 副分団長 中松 勝二 他5名
愛媛県消防協会長表彰 功績章	城辺方面隊 第2分団 副分団長 中野 耕作 他3名
愛媛県消防協会長表彰 勤続章	内海方面隊 第2分団 部長 山下 誠 他21名
愛媛県消防協会長 親子消防団員表彰	一本松方面隊 第1分団 団員 西山 信之 一本松方面隊 第1分団 団員 西山 翔舞
愛媛県消防協会長感謝状	一本松方面隊 山本副団長夫人 山本 恵美
愛南町長表彰	御荘方面隊 第3分団 班長 井関 篤人 他9名
愛南町消防団長表彰	消防団本部 女性部 部長 田原 朱美 他17名

問：消防本部庶務課 電話：72-0112

お知らせ 救急車が消防署へ納車

1月26日(水)、平成19年3月から使用されていた救急車に代わり、新しい救急車が納車されました。

救急車は限られた資源です。119番通報する際は、本当に必要かもう一度考え、緊急に搬送する必要がある人のためにも、救急車の適正利用にご理解とご協力をお願いします。



問：消防本部庶務課 電話：72-0112

募集 消防団員を募集中

愛南町消防団では団員を募集しています。消防団は地域防災の要として、火災や自然災害への対応のほか、防災の普及や訓練など、さまざまな活動を行っています。

あなたの「知識や力」そして「自分たちのまちを守りたい」という思いを、消防団活動で発揮してみませんか。

ボランティア精神あふれる方、地域に貢献したい方、一緒に活動しましょう。

○入団資格

- ・愛南町に在住、在勤または在学で18歳以上の方
- ・心身ともに健康な方

詳細については、地元の消防団または町消防本部庶務課にお問い合わせください。



問：消防本部庶務課 電話：72-0112

お知らせ 町内の中学生が書いた防災小説を紹介します

平成28年11月に高知県土佐清水市の清水中学校で始まった「防災小説」は、巨大な津波から逃れる物語や、過酷な寒さの中を避難する物語など、中学生が大切な家族や友人そして地域を想いながら綴ります。

昨年の11月に『2021年度 第1回 全国「防災小説」交流会 in 愛南』が御荘中学校で実施されました。

御荘中学校1年の生徒は、地震の中で体験したことを忘れず、人のために行動できるようになりたいという決意を小説にしました。

防災小説はホームページで掲載していますので、ぜひご覧ください。

問：学校教育課
電話：72-1113



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ 第10回愛南町いやしの郷
トライアスロン大会の
再延期について

6月11日(土)に開催を予定していた「第10回愛南町いやしの郷トライアスロン大会」ですが、オミクロン株による感染が急拡大するなど、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めない現状であるため、大会の再延期を決定しました。

大会を心待ちにしていた皆さまには大変申し訳ございませんが、ご理解とご協力をお願いします。

詳細については大会公式ホームページをご覧ください。

問：生涯学習課
電話：73-1112



大会
ホーム
ページ

お知らせ 町内バス路線(西海地域・
久良地区)の再編について

4月1日(金)から、次のとおり宇和島バス3路線が廃止となり、新たにあいなんバス3路線が運行を開始します。

【廃止となる路線 宇和島バス(宇和島自動車株)】

- ・城辺(南宇和病院)久良線
- ・城辺~檜月下線
- ・城辺(西海道路)外泊線

【新たに運行を開始する路線 あいなんバス(町営)】

- ・久良・城辺線(新設)
- ・武者泊・城辺線(現在の「武者泊・船越線」を延伸)
- ・外泊・城辺線(新設)

新たに運行を開始するあいなんバスの路線図および時刻表は、役場本庁総務課および各支所で配布しています。

また、宇和島自動車株では、廃止となる路線の定期券および回数券の払い戻しを行っています。回数券の払い戻しは通常、購入後3カ月以内としています。期限を延長して対応を行います。



▲あいなんバス(イメージ)

問：総務課 電話：72-1211



愛南町
ホーム
ページ

募集 愛南町ふるさと納税
返礼品協力事業者を募集します

愛南町ふるさと納税制度の推進と本町のイメージアップ、町内経済の活性化のため、愛南町をPRできるお礼の品を提供する協力事業者を募集します。



【協力事業者のメリット】

- ・企業や商品を町がふるさと納税を通じてPRします。
- ・お礼の品にパンフレットなどを同梱することにより、自社商品の販売促進やPRが可能です。

【お礼の品の条件】

- ・町内で生産された商品であること
- ・町内で生産されたものを加工した商品であること
- ・町内で加工した商品であること など

詳しくは商工観光課にお問い合わせください。

問：商工観光課
電話：72-7315



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ バイク・軽自動車等の廃車
名義変更は4月1日までに!

令和4年4月1日時点で、原付バイク・軽自動車等を所有している方には、令和4年度軽自動車税(種別割)がかかります。

すでに廃車した、人に譲った、または盗難にあった場合などで、まだ廃車手続きまたは名義変更手続きを行っていない方は、4月1日(金)までに必ず手続きを行ってください。

問：税務課 電話：72-7301

募集 投稿写真(読者の写真)を
募集しています

広報あいなんでは、読者(住民)の皆さまが町内で撮影した写真を掲載します。

紙面に掲載する写真は、町の伝統芸能や催し、風景、特産品など、愛南町の魅力を伝えられるものに限り。また、写真の選定は総務課広報担当が行い、これまでに掲載したことのない方の写真を優先します。

詳しくは、町ホームページをご覧ください。

問：総務課 電話：72-1211



愛南町
ホーム
ページ

お知らせ 在宅で生活している高齢者向けの福祉サービスのご案内

介護保険サービスとは別に、町が実施している高齢者向けの福祉サービスです。町内在住の方で対象要件を満たしていれば、申請により各種サービスがご利用できます。サービスの詳しい内容等はお問い合わせください。

※①～⑥の事業については、毎年度更新手続きが必要です。

事業名	支給内容	対象者
① はり・きゅう・マッサージ等施術費助成事業	町指定の施術機関で施術を受けた場合、1回につき1,000円を助成 1日1回、1カ月に2回を限度	65歳以上の方。ただし、医療保険で医療費の支給が行われる場合は、助成の対象外
② 福祉タクシー助成事業	補助券は年間50枚を限度に交付 【券の種類】 1,500円券(脇本、中玉) 1,000円券(猿鳴) 800円券(長月第4、左右水、大浜) 500円券(その他の行政区)	当該年度4月1日現在で70歳以上か、2級以上の身体障害者手帳等の交付を受けている(65歳以上の方)で、乗合バスとコミュニティバスの停留所(フリー乗降できる区間はその路線)から300メートル以上家が離れている方 ※申し込みの際には、1年以内に撮影した縦横2センチメートルの顔写真が必要
③ 高齢者運転免許証自主返納支援事業	補助券は1枚500円、年間50枚を限度に交付 初めて申請した年度から3カ年度申請可能	運転免許証自主返納時に満65歳以上で、平成24年4月1日以降に自主返納された方
④ 介護タクシー助成事業	【町内医療機関への利用】 1回500円を利用者が負担し、残りの金額を助成 年間48枚の助成券を交付 【町外医療機関への利用】 令和3年度から実施 年間12回を限度とし、領収書添付の請求により半額助成(上限あり)	常時寝たきりまたは歩行機能障がいのため自力での移動および移乗が困難かつ座位が保てない方で、車いすまたはストレッチャー等を使用すれば医療機関への受診が可能なる方
⑤ 在宅ねたきり老人等紙おむつ支給事業	1カ月3,000円以内の紙おむつ(フラットタイプ含む)、尿取りパット、はくパンツを現物で支給	町内に引き続き1年以上住所を有し、65歳以上および重度心身障がい者で、在宅で3カ月以上寝たきり状態または、認知症および身体に障がいがあって、常時紙おむつを使用しなければならない方
⑥ 介護用品支給事業	1カ月7,000円以内の介護用品を現物で支給	要介護4または5と判定された在宅の高齢者で、町民税非課税世帯に属する方を介護している家族
⑦ 緊急通報システム整備事業	非常通報、火災監視、ライフリズム等の監視システム装置を貸与(24時間体制で迅速かつ適切な救済体制)	65歳以上の高齢者のみの世帯で、身体および環境上等の理由で緊急時に通報手段の確保が困難な方
⑧ 「食」の自立支援事業	週4回昼食を提供 利用者負担額は1食450円	高齢者のみの世帯で、自身では食事の準備が困難な方
⑨ 日常生活用具給付事業	火災報知器、電磁調理器、自動消火器を給付 世帯の所得税額により利用者負担あり	心身機能の低下により火の取り扱いに不安を感じ、低所得でおおむね65歳以上の高齢者のみの世帯
⑩ ねたきり老人等介護慰労金支給事業	課税世帯の介護者に月額3,000円、非課税世帯の介護者に月額7,500円を支給 ただし、介護保険適用の通所介護、訪問介護等のサービス利用者は月額5,000円を支給	寝たきり高齢者と同居し、生計を同じくする方で、3カ月以上介護に当たっている介護者

問：高齢者支援課 電話：72-7325



町税等の納付がコンビニ&スマホでできるようになります



町税等の納付がコンビニ&スマホでできるようになります

4月1日(金)以降に発行される納付書から、以下の町税・料金が、従来の金融機関に加え、コンビニエンスストア(コンビニ)やスマートフォン決済(スマホ決済)で納付できるようになります。



町税・各種公共料金	担当課(電話)
固定資産税	税務課(電話:72-7301)
軽自動車税(種別割)	
町県民税(普通徴収)	
国民健康保険税	
介護保険料	
後期高齢者医療保険料	水道課(電話:72-0835)
水道料金	
下水道使用料	
町営住宅使用料	環境衛生課(電話:72-7316)
	建設課(電話:72-7313)

コンビニ納付

休日や夜間も全国のコンビニで納付することができます。バーコードが印字されている納付書で、種類、期別、納期限を確認して現金で納付してください。納付手続き完了後、領収印が押された領収証書とレシートは5年間大切に保管してください。

【取り扱いコンビニ】

セブン-イレブン、ローソン、ローソンストア100、ファミリーマート、ミニストップ、デイリーヤマザキ など

スマホ決済

スマホ決済アプリから、納付書に印字された「コンビニ収納用バーコード」を読み取ることで、自宅などからいつでも納付できます。アプリを開いてバーコードを読み取り、決済します。詳しくは利用するアプリの公式ウェブサイトをご覧ください。

【利用可能アプリ】

PayPay、LINEPay(水道料金は5万円未満)、PayB

▲ご注意▲

- ・次の納付書は取り扱いできません。
コンビニ取扱期限が過ぎた納付書、バーコードが印字されていない納付書、バーコード部分が汚れたり破れたりしている納付書、金額を訂正した納付書、納付書1枚の金額が30万円を超えている納付書
- ・納付手続き完了後、納付を取り消すことはできません。
- ・スマホ決済による納付は、領収証が発行できません。
- ・納税証明書の発行には、納付から2週間程度かかる場合があります。納付後すぐに納税証明書などが必要な場合は、スマホ決済以外で納付してください。
- ・スマホ決済ですでに納付した町税・料金を、誤って金融機関やコンビニなどで納付しないようご注意ください。

今、お手元にある納付書は…

これまでどおり、納付書に記載の金融機関で納付ができます。コンビニでの納付はできません。

納付は納期限までに

督促状発送後10日以内に納付がない場合は、債権(給与・預貯金など)や財産(不動産・自動車など)の差し押さえや捜索が行われます。



町税等の納付がコンビニ&スマホで
できるようになります



水道料金納入通知書が『はがき』様式に変更となります



水道料金納入通知書が『封書』での送付から『はがき』での送付へ変更となります。令和4年4月に発送する分から変更になります。新しい水道料金納入通知書は町内の取扱金融機関、提携コンビニエンスストア、スマホ決済および役場本庁・各支所にてお支払いできます。

また、督促状についても同様に『はがき』に変更となります。



▲お支払いの際の留意点▲

- ・『はがき』ののり付け部分(2カ所)をゆっくりはがして、宛先部分は切り離してお支払い窓口にお渡しください。
- ・雨などで『はがき』が濡れた場合は、乾かしてからゆっくりはがしてください。



便利な口座振替も利用できます

【金融機関】

えひめ南農業協同組合、伊予銀行、愛媛銀行、高知銀行、四国銀行、宇和島信用金庫、愛媛県信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行

【申し込み手続き】

申込書は、上記に記載している町内の取扱金融機関および役場(役場本庁税務課および各支所)の窓口にありますので、通帳、通帳届出印および納税通知書などをお持ちになって手続きをしてください。

※ゆうちょ銀行の口座については、役場で申込書を受け付けできませんので、郵便局の窓口へ直接お申し込みください。

町ホームページでは、広報掲載内容のほかに、納付できるコンビニエンスストアや利用可能なスマートフォン決済アプリ、コンビニ収納に関するQ&Aなどを掲載していますので、ぜひご覧ください。



愛南町
ホーム
ページ